

ワインの表示に関する基準についての考え方

ワイン表示問題検討協議会

- (1) 「国産ワインの表示に関する基準」（以下「自主基準」という）は、道産ワイン懇談会、山形県果実酒酒造組合、山梨県果実酒酒造組合、中信葡萄加工協同組合および日本ワイナリー協会の5団体により「ワイン表示問題検討協議会」を結成し、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘因を防止し、公正な競争を確保することを目的に、昭和61年12月23日に制定された。自主基準のより適切な運営を図るため、平成18年3月22日に「国産ワインの表示に関する基準運営規定」を制定、更には海外原料の表示方法や特定用語について見直し、平成18年11月21日に自主基準改正を行い今日に至っている。
- (2) この間、一貫して国産ワイン（現国内製造ワイン）に使用された海外原料の表示、国内のぶどうだけを使用したワインへのぶどう収穫地等の表示に自主基準を設けることで海外の実情にも対応し、日本のワインを広く知らしめるように業界全体で努力を積み重ねてきた。特にぶどう収穫地表示については、ワイン産地形成に向けての基礎となるような表示方法や管理運営も視野に入れるべく検討を重ねていたところでもある。
- (3) 平成23年に「日本ワイン法制定促進会議」が結成されたことに呼応して、同促進会議の目指すワイン法制定の必要性等について日本ワイナリー協会でも検討を重ねた結果、ワイン法制定に向けての活動は時期尚早ではあるものの、現行の自主基準では国際的な環境変化や消費者等からの要請に十分対応できていない状況に鑑み、自主基準の見直しを行ってワインユーザーの商品選択と評価を容易にするとともに、国際化や社会的な環境変化に対応すべきである、との結論に達した。
- (4) これを受けて、自主基準の作成母体のワイン表示問題検討協議会の構成員である道産ワイン懇談会、山形県ワイン酒造組合、山梨県ワイン酒造組合、長野県ワイン協会に呼びかけを行い、自主基準の見直しを検討することについて賛同を得て、上記4団体とともに平成25年1月「ワイン表示問題検討部会」を立ち上げ、平成26年7月まで10回にわたる検討部会を開催して、自主基準及び了解事項の改正案を策定し、協議会メンバーの意見を求めた。

改正案での主な改正点は次のとおりである。

- ① 「日本ワインとは、国産ワインのうち原料として使用した果実の全部が

国産ぶどうであるワインをいう」と明確に定義づけるとともに、日本ワインと認識できる表示を行うこととした。

- ② 「産地とは、国内ぶどう等果実の収穫地をいう」と定義した。
- ③ 産地、品種、年号の表示について、EU と同基準の 85%ルールを採用した。
- ④ 産地、品種、年号の表示は日本ワインに限ることとした。

ところが、検討作業がほぼ山場を越えた平成 26 年 6 月から、自民党有志議員による「ワイン法制定に向けた勉強会」が開催され、途中から国税庁も参加するなどワインの表示についての法制化の動きが現実化してきた。このため、自主基準の検討作業を一時中断して、状況を見守ることとなった。

- (5) 「ワイン法制定に向けた勉強会」では数度にわたる会合の末、平成 27 年 3 月 5 日「我が国のワインの評価向上等のための提言」を行った。この提言は、国税庁に対して、法律に基づくワインの表示に関するルールの策定、並びに地理的表示の見直しを検討すべきであるという内容であった。

国税庁は、この提言を受けて各地のワイナリーの実情調査や意見聴取を行った上で、平成 27 年 10 月 30 日に国税庁告示第 18 号「果実酒等の製法品質表示基準を定める件」を制定した。この告示には、現行自主基準並びに検討中であった改正案の多くの内容が盛り込まれた。

- (6) 昭和 61 年 12 月 23 日に制定された自主基準は 30 年近くの時を経てようやく法律による規定が実現したことにより、ワインの表示において一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘因を防止し、公正な競争を確保するとの役割を果たし終えることとなった。

しかしながら、現行自主基準のすべての内容が告示に取り込まれたものではなく、告示制定後も引き続きワイン表示において統一を図っておいたほうが消費者利益につながる事項も残っていることから、その部分については国税庁告示を補完する形で、別途の自主基準を設けることが適当と考えられた。

そこで、現行自主基準に代えて、新たに「ワイン表示の特定の事項に関する自主基準」を制定することとした。これによって、国内製造ワインに対する消費者の支持を更に広め、海外でも認められるワイン産地形成を通じて業界の発展に資するよう努めていきたい。

以 上